

手数料返戻制度について

当社の職業紹介サービスにより採用された求職者が、入社後一定期間内に自己都合により退職した場合、または求職者の責に帰すべき事由により解雇され、雇用契約が終了した場合には、当社が受領した紹介手数料について、下表の基準に従い求人者へ返還いたします。

雇用契約終了時期	返還割合
入社後 1 か月未満	80%
入社後 3 か月未満（入社後 1 か月以上 3 か月未満）	50%
入社後 6 か月未満（入社後 3 か月以上 6 か月未満）	30%

<返戻制度の適用対象外>

次のいずれかに該当する場合は、本返戻制度は適用いたしません。

1. 求人者の責に帰すべき事由による退職または解雇の場合
2. 求職者の死亡、天災その他の不可抗力により雇用契約が終了した場合
3. 紹介予定派遣において、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介した場合
4. 求人者と当社との間で締結する契約書等において、別途返戻条件を定めている場合

なお、本返戻制度の詳細については、求人者と当社との間で締結する有料職業紹介契約書その他の契約内容に従うものとします。

事業所名称 株式会社SAGグローバル
許可番号 08－ユ－300552